



平成 20 年 1 月 1 日発行

第42号

### 新年の挨拶

- 東京都福祉保健局高齢社会対策部長 -

### 最近の動向

「介護保険サービス事業者の指定取消処分について」  
「介護保険サービス事業者の一部効力停止処分について」  
「社会保障審議会介護給付費分科会が開催されました」

### お知らせ

「指定の更新申請書を発送しました」  
「重度化対応加算算定のための看護師確保における都道府県ナースセンターの活用について」  
「『東京都介護サービス情報・書式ライブラリー』ホームページのアドレスが変わります」

## 新年の挨拶

事業者の皆様、新年おめでとうございます。

昨年は、大手介護サービス事業者の不正行為への対応に追われた1年でした。事業者の皆様には、介護保険制度に対する国民の信頼を回復するために、コンプライアンスを徹底して、組織的に不正行為の未然防止策を講じていただきたい。介護サービスは、電気や水道、ガスと同様に社会生活に不可欠なサービスです。加えて、その財源の9割は保険料と公費負担で賄われる極めて公共性の高いサービスです。そのため、事業者には、質の高いサービスを継続して提供する重い責任が課せられているのです。経営者、従業員一体となって国民の期待に応えてください。

また、昨年は介護人材不足が深刻化した年でもありました。とりわけ、大都市東京においては景気回復による人手不足などもあり、地方に比較して大きな影響を被っています。平成21年度の次期介護報酬改定に向けて、東京の現場実態を適切に反映させるよう関係機関に働きかけていく予定です。

介護保険制度が事業者の皆様、利用者の皆様にとって、より良い制度となるよう、皆様や保険者である区市町村と協力して東京都も積極的に取り組んでまいります。よろしくお願いたします。

東京都福祉保健局高齢社会対策部長 狩野 信夫

## 介護保険サービス事業者の指定取消処分について

### 最近の動向

東京都福祉保健局は11月27日付で「宗教法人東京カヴェナント教会」が運営する訪問介護及び介護予防訪問介護の指定事業所「宗教法人東京カヴェナント教会介護センター希望の園」に対し、平成19年12月31日の満了をもって指定を取り消すことを決定しました。

主な処分理由は、以下のとおりです。

- (1) 虚偽の指定申請  
訪問介護において、常勤勤務できない職員をサービス提供責任者として指定を受けた
- (2) 人員基準違反  
訪問介護及び介護予防訪問介護において、指定時点から常勤サービス提供責任者が不在
- (3) 運営基準違反：訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画が作成されていない

詳細については、東京都福祉保健局HP (<http://fukushihoken.metro.tokyo.jp/>) に掲載されています。

【問い合わせ先】 指導監査部指導第一課 TEL 03 - 5320 - 4290

## 介護保険サービス事業者の一部効力停止処分について

### 最近の動向

東京都福祉保健局は11月20日付で「生活協同組合・東京高齢協」が運営する指定訪問介護事業所「東京高齢協のぞみ」に対し、処分の日から平成20年3月31日まで指定の一部効力停止処分を行いました。

処分の内容は「新規利用者の受入停止」、主な処分理由は、以下のとおりです。

- (1) 虚偽報告  
事業所開設時の管理者及びサービス提供責任者に係る雇用契約書に関し虚偽の報告
- (2) 人員基準違反：指定時点における管理者の専従義務違反

詳細については、東京都福祉保健局HP (<http://fukushihoken.metro.tokyo.jp/>) に掲載されています。

【問い合わせ先】 指導監査部指導第一課 TEL 03 - 5320 - 4290

## 社会保障審議会介護給付費分科会が開催されました

最近の動向

さる、12月10日、社会保障審議会第45回介護給付費分科会が開催され、「介護サービス事業の実態把握のためのワーキングチーム」からの報告がありました。報告の主な点は次のとおりです。

まず、介護労働者や介護事業者を取り巻く状況として、賃金水準や社会的評価の低さについて介護労働者が抱える不満、将来への不安 厳しさを増す経営環境 介護報酬水準、労働条件・環境の改善、良質な人材の確保に加え、書類作成や事務手続きの煩雑さという事業運営上の問題点などを指摘しています。

これを踏まえ基本的な考え方として、質が高い介護サービスを安定的に提供するためには、必要な介護労働力の安定確保が必要だが、介護報酬水準の改善のみでは根本的解決につながらず、様々な要因について十分な分析を行い、幅広い観点からの施策を講じることが必要としています。分析すべき要因としては、介護報酬の水準 基準や規制の在り方 介護保険サービスの在り方 介護事業市場の状況 事業のマネジメント 人事労務管理の在り方 介護労働市場や他の労働市場の状況 事務の負担を提示しています。

そして、今後の検討課題として、労働者の属性に応じた対策 労働者のキャリアアップに資する基準や評価 事務負担の軽減 労働者の適正な処遇確保を可能とする介護報酬水準の分析などを挙げています。

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL 03-5320-4595

## 指定更新申請書を発送しました

お知らせ

平成12年7月1日、平成13年7月1日、平成14年7月1日に指定を受けた事業所・施設(介護保険課所管)については、指定更新申請書を12月中旬に発送しました。提出期限は、平成20年1月31日です。指定更新申請書に印刷されている内容は、平成19年11月30日時点の審査完了データですので、申請書発行以降に印刷されている内容に変更等があった場合でも、変更届が提出されていれば問題ありません。更新申請書はお早めに提出ください。なお、指定更新申請書が届かない等、指定更新手続についてのお問い合わせは、下記ファックスまたはメールにてお願いします。

問い合わせ様式は、東京都介護サービス情報 > 事業者指定更新 > 様式よりダウンロードできます。

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html))

問い合わせ専用ファックス 03 - 5388 - 1425

問い合わせ専用メールアドレス ml-19kaigo-koushin@section.metro.tokyo.jp

医療みなしの事業所(131、133、134で始まる事業所番号の事業所)については、指定更新手続は必要ありません。

お知らせ

## 重度化対応加算算定のための看護師確保における都道府県ナースセンターの活用について

平成19年12月3日付で、厚生労働省より「重度化対応加算算定のための看護師確保における都道府県ナースセンターの活用について」の通知がありました。平成20年3月31日をもって重度化対応加算等の経過措置が終了しますが、各都道府県ナースセンターを積極的に活用することで看護師の確保に引き続きご尽力ください。詳しくは以下に掲載されている通知をご覧ください。

東京都介護サービス情報 > 介護保険についてのお知らせ

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html))

【問い合わせ先】施設支援課施設運営係 TEL 03 - 5320 - 4264

介護保険課介護事業者係 TEL 03 - 5320 - 4274

「東京都介護サービス情報」ホームページのアドレスが変わります

お知らせ

平成20年1月4日(金)、東京都福祉保健局ホームページがリニューアルします。

これに伴い、ホームページのアドレスが変更になります。新アドレスは次のとおりです。「お気に入り」などに登録して、引き続きご活用ください。

「東京都介護サービス情報」ホームページアドレス 平成20年1月4日午後より(予定)

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

【問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL 03 - 5320 - 4593